

第五十六回帝國議會
衆議院

噸稅法中改正法律案外一件委員會會議錄(速記)第四回

付託議案
噸稅法中改正法律案(政府提出)
借入金整理ニ關スル法律案(政府提出)

會議

昭和四年二月二十一日(木曜日)午前十時四十分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 原 耕君

理事 板谷 順助君

理事 福田 五郎君

岩本 武助君 枅谷 音三君

石射文五郎君 作田高太郎君

安倍邦太郎君

同日委員佐々木長治君辭任ニ付其ノ補闕トシテ石射文五郎君ヲ議長ニ於テ選定セリ

出席政府委員左ノ如シ

大藏參與官 山口 義一君

大藏省主稅局長 藤井 眞信君

大藏省理財局長 富田勇太郎君

遞信省管船局長 宮崎 清則君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

噸稅法中改正法律案(政府提出)

借入金整理ニ關スル法律案(政府提出)

○原委員長 開會致シマス、是ヨリ噸稅法改正法律案ノ討議ニ入ルコトニ致シマス

○板谷委員 私ハ本案ニ對シマシテ、最モ強イ意味ノ附帶決議ヲ附シテ贊成ヲ致シタイト思ヒマス、其條件ハ「我國ニ於ケル燈臺、其他ノ航路標識竝ニ之

ニ關聯シタル港灣設備ハ甚ダ不完全ニシテ、海運ノ發達ヲ阻害スルコト大ナリ、殊ニ近年海難ノ頻發スルニ鑑ミ、政府ハ宜シク噸稅創設ノ際ニ於ケル趣旨ニ基キ、速ニ其完成ヲ期セラレンコトヲ望ム」此附帶決議ヲ附シテ贊成ヲスル者デアリマス、其理由ヲ簡單ニ申上ゲマス、先般來委員會ニ於キマシテ、政府委員ノ御答辯ニ依リマス、今同改正サレマスル所ノ噸稅ハ、一噸ニ付五錢ヲ七錢ニスル、所謂四割ヲ上ゲルト云フノデアツテ、其理由ハ本稅ハ明治三十二年ノ創設デアリ、諸外國ニ比シテ比較的ニ安イカラ、之ヲ上ゲタカラトテ別ニ船主ノ苦痛ニナラヌト云フヤウナ御答辯デアリマシタ、併ナガラ現在ノ船舶界ノ悲況デアルコトハ申スマデモナイ事デアリマシテ、此場合ニ單ニ是ノミノ理由デ上ゲルモノトスルナラバ、其時機デナイヤウニ私ハ考ヘルノデアリマス、併ナガラ此増徴シタル所ノ收入ヲ以テ、最モ必要デアル燈臺其他ノ航路標識ノ設備ニ充テル、所謂目的稅トシテ之ヲ使用スルト云フコトニナルノデアリマシテ、先達來ノ政府委員ノ御答辯ニハ敢テ目的稅ノ意味デハナク、將來ニ於テドウナルカ分ラヌヤウナ曖昧ノ御答辯モアリマシタガ、私ハ此噸稅ナルモノハサウ云フ趣旨ノモノ

デハナイト思フデアリマス、抑、明治三十二年ニ噸稅法ナルモノガ制定サレマシタ其際ニ於ケル方針ハ、所謂此收入ヲ以テ燈臺其他ノ航路標識ニ充テルト云フコトニナツテ居ルヤウニ承ツテ居ルノデアリマス、此噸稅ト云フモノハ所謂燈臺稅ト同ジヤウナ性質ノモノデアリマシテ、假令國稅トシタ所ガ、日本船ノミガ負擔スル譯デナク、外國船ニ於テモ相當ナ犧牲ヲ拂ツテ居ルコトデアルカラ、此收入ヲ以テ燈臺其他ノ航路標識ニ充テルコトハ是ハ當然ノコトト信ズルノデアリマスカラ、將來ニ於テ先般示サレタル所ノ、昭和四年カラ三箇年ノ計畫ナルモノハ極メテ姑息ナルモノデアツテ、到底斯カル不徹底ナル案デハ吾々ハ満足スルコトハ出來ナイ、増徴ノ金額ハ勿論、將來ニ於テモ噸稅ナルモノヲ創設シタル趣旨ニ鑑ミテ、後年度ニ於テ出來ルダケ考慮シテ、速ニ其完成ヲ期スルト云フ此最モ強イ意味ノ條件ヲ附シテ贊成ヲ致ス者デアリマス

○福田委員 吾々ハ遺憾ナガラ本案ニ反對ノ意見ヲ申述ベマス、本法律案ノ目的トスル趣旨ニハ吾々モ双手ヲ舉ゲテ贊成シマス、併シ其財源ニ付テ船舶業者ノミニ負擔セシムベキデナイト云フノガ第一ノ反對理由デアアル、次ニ今日外國貿易ニ關係シテ居ル船舶業者ニハ増稅ノ時機デナイ、其結果ハ貿易業者ニ壓迫ヲ加ヘル、隨テ海運界ニ壓迫ヲ加ヘル虞ガアルモノデアアル、第三點トシテハ、此噸稅値上ノ結果ハ、必ズ外國ノ報復的關稅ノ値上ガ實現セラレルト云フ事ヲ恐レルノデアリマス、主要ノ點ハ此三點デアリマス、詳シイコトハ本會議デ申述ベルコトニシマス、殊ニ本案ハ其財源ヲ若シ船舶業者ヨリ取ルトスレバ、必ズ外國貿易ニ從事シテ居ル船舶業者ノミカラ取ラレルガ、是ハ一般船舶ニ付テモサウナルノガ適當デハナイカト考ヘル、又之ガ後ニハ恆久財源ニナルト云フコトニナツテ居ルノデ、其點カラ考慮シテ、兩稅委讓ノ結果トシテ將來現ルベキ増稅ノ片鱗ガ、此處ニ現ハレテ來タノデハナイカト思フノデアリマス、ソレ等ノ點カラ遺憾ナガラ本案ニ反對致シマス、隨テ附帶決議ニモ反對デアリマス

○原委員長 外ニ御意見ハアリマセスカ

○板谷委員 討論終結ト看做シテ採決ヲ願ヒマス

○原委員長 討論終結ニ御異議アリマセスカ

〔「アリマセス」ト呼フ者アリ〕

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○原委員長 ソレデハ採決致シマス、
原案ヲ否トセラル、方ノ舉手ヲ願ヒマ
ス

〔否トスル者 舉手〕

○原委員長 原案賛成ノ方ノ舉手ヲ願
ヒマス

〔賛成者 舉手〕

○原委員長 四、ソレデハ可決サレマ
シタ附帶決議モ同時ニ意思發表ヲサレ
テ居リマスカラ、決ヲ採ル必要ハアリ
マスマイ、是ハ附帶決議附隨ノ儘可決
シタ譯デアリマスカラ、左様御承知ヲ
願ヒマス——次ニ借入金整理ニ付テノ
御討議ヲ願ヒマス

○作田委員 是ハ質問ヲ打切ラレテ居
ルノデスカ

○原委員長 質問ハモウ濟ンダコトニ
ナツテ居リマスケレドモ、先例モアルサ
ウデゴザイマスカラ、特ニ質問ガアレ
バ許シマス

○作田委員 是ハ速記ヲ止メテ聽イテ
見タイノデスガ……

○原委員長 ソレデハ速記ヲ止メテ……
〔懇談ニ入ル〕

○板谷委員 本案ハ所謂借入金ノ整理
デアリマシテ、變態ヲ常態ニ復スルト
云フコトデアリマスカラ、別ニ論議ノ
餘地ハナイト思ヒマス、原案ニ賛成致
シマス

○福田委員 簡單ニ……賛成ヲ致シマ
ス

○原委員長 御異議ガナイトシマスレ

バ、ドウデスカ……

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○原委員長 討論終結ト致シテ、ソレ
デ宜シウゴザイマスカ

○板谷委員 ドウゾ討論終結ヲ願ヒマ
ス

○原委員長 ソレデハ採決致シマス、
別ニ御異議ガナイヤウデゴザイマスカ
ラ、一致可決シタモノト致シマス、是デ
散會致シマス

午前十一時散會